

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年7月13日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500022 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500013 号

## 第 1 結論

昭和 45 年 1 月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 1 月から昭和 59 年 3 月まで

昭和 54 年に A 市へ転入し、B 事業所を開業したところ、A 市役所から国民年金保険料を納めるよう電話で連絡があったので、当時経営していた B 事業所の女性スタッフに依頼し、提出している預金通帳の写しのとおり、昭和 56 年 3 月 16 日に預金から 35 万 6,200 円を出金し、手元にあった現金と合わせて、請求期間の保険料を A 市役所で一括納付したにもかかわらず、請求期間の国民年金保険料が納付済みとされていないので、当該期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、証拠書類として提出した預金通帳の写しのとおり、昭和 56 年 3 月 16 日に預金から 35 万 6,200 円を出金し、手元にあった現金と合わせて、請求期間の国民年金保険料を納付したと陳述しているものの、請求期間のうち昭和 45 年 1 月から昭和 53 年 12 月までの期間については、当該日時点において、時効により保険料を納付できない期間である上、請求期間のうち昭和 57 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの期間については、当該日時点において、保険料の納付期限が到来しておらず、前納によっても納付できない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿（管理簿）によると、前述の出金日時点では、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたこととはうかがえないことから、請求者は当該日に請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料の納付を依頼したとしている従業員は既に他界していることから、証言を得ることができない上、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500020 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500027 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 9 月

年金事務所のお知らせにより、A 社から請求期間に支給された賞与について年金記録に反映されていないことを初めて知った。

請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録により、請求期間における A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の中には、平成 19 年 9 月分の賞与支給明細書及び給与振込口座の通帳により当該期間の賞与が支給され、同賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる者がいる一方で、複数の同僚は、当該期間において、賞与の支給を受けていない旨陳述していることから、同社は、全ての従業員に対し、当該期間における賞与を一律には支給していなかった状況がうかがえる。

また、請求者は、当時開設していた金融機関の口座履歴を自身で確認したが、請求期間に係る賞与の振込を確認できないことから、当該期間における賞与は手渡しにより支給されたのではないかと思うと陳述しているものの、賞与支給明細書等の関連資料を保管しておらず、当該期間において賞与が支給されたことを確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主等に照会したが、回答を得ることができないことから、請求期間における賞与支給の事実及び厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

このほか、請求者に対し請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。